



報道発表資料

山形労働局発表
令和元年8月6日（火）

担	山形労働局労働基準部健康安全課 健康安全課長 鈴木義和 地方産業安全専門官 山本信孝
当	TEL 023-624-8223 FAX 023-624-8235

労働災害が増加する第三次産業へ重点的に参加を呼びかけ ～ 8月1日から「山形ゼロ災3か月運動・2019」への参加募集 ～

山形労働局（局長 河西直人）では、近年、労働災害が増加傾向にある第三次産業での労働災害の減少を図ることなど、労働災害のない社会の実現に向け労働災害防止団体等*と共催して「山形ゼロ災3か月運動・2019」（以下「ゼロ災運動」）を実施します。

本年度のゼロ災運動は、第三次産業への運動参加の呼びかけを重点にするなどして、昨年の参加事業場数（2,852事業場）を上回る参加数を目指しています。

*（一社）山形県労働基準協会連合会・各地区労働基準協会、建設業労働災害防止協会山形県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山形県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山形県支部、（公社）建設荷役車両安全技術協会山形県支部、（公社）ボイラ・クレーン安全協会山形事務所、山形県ボイラ工業協会、（一社）山形県溶接協会、山形県建設労働組合連合会、山形産業保健総合支援センター

「山形ゼロ災3か月運動・2019」の概要（資料1「実施要領」参照）

◎趣 旨

本運動は、誰もが安心して安全で健康に働くことができる社会を目指し、労働災害のない社会の実現に向け、経営トップが労働者の安全と健康の確保を自らの問題と再認識し「安全衛生に関する宣言」を行い、「労働災害防止の自主的な取組の促進」が図られること、また、県内の労働災害防止に向けた気運の醸成が図られることを目的とする事業場参加型の運動として実施するものです。

◎事業場の実施事項

- ・経営トップによる「安全衛生に関する宣言」
- ・「無災害運動」（災害防止活動）の実施

◎運 動 期 間 令和元年10月1日から令和元年12月31日まで

◎参加申込期間 令和元年8月1日から令和元年9月30日まで

資料1 「山形ゼロ災3か月運動・2019」実施要領

資料2 「山形ゼロ災3か月運動・2019」周知用リーフレット

資料3 山形ゼロ災3か月運動 参加事業場数等の推移

資料4 労働災害による死傷者数の推移